

平成2年8月

日本温泉科学会創立50周年大会

特別講演

国の温泉行政

環境庁自然保護局施設整備課

望月時男

Administrative View on the Hot Spa in Japan

Tokio MOCHIZUKI

Environmental Agency, Recreational Facilities Division

1. はじめに

温泉法は温泉を保護しその利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定されました。

御承知のとおり制定時は厚生省が所管しておりましたが、昭和46年7月に環境庁が発足し、それに伴い温泉法は環境庁が所管することになりました。

温泉法の目的である温泉の保護とは、いまだ採取されない温泉、すなわち温泉源を保護し、温泉の枯渇、ゆう出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止することであり、温泉の利用の適正を図ることとは、浴用、飲用等のいわゆる厚生的利用の適正を確保するため公衆衛生上有害な温泉を規制するとともに公共的利用の増進を図ることであり、この目的に添って各種の施策を講じているところであります。

近年は、高齢化社会が進行し、同時に国民の自然志向・健康志向が強まり、温泉利用も歓楽的なものから健康志向へ変化してきており、温泉の効能を生かし、保養、休養に役立つよう温泉行政を推進していく必要があると考えております。

2. 温泉の現状

まず温泉の現状でございますが、昭和62年度末で温泉地は2,189ヶ所で10年前と比較いたしますと199ヶ所の増加になっております。この温泉地数は宿泊施設のある場所を計上したものであり、北海道の203ヶ所が最も多く、以下長野県、青森県の順になっております。

次に、温泉所在市町村数は1,593市町村で10年前より170市町村の増加でございます。昭和63年

4月現在の全国市町村数は3,245市町村であり温泉所在市町村は全市町村の49.1%を占めており、この割合は年々増加しています。

次に、未利用源泉を含む源泉総数は21,095本で10年前と比較いたしますと2,912本16%の増加となっております。そのうち利用されている源泉でみますと14,692本であり、10年前と比較いたしますと1,038本12%の増加となっております。利用されている源泉のうち、自噴泉は5,095本と10年前と比較いたしますと7本0.14%減少しており、かつ利用源泉に占める自噴泉の割合は10年前が37.4%であったものが62年度では34.7%と2.7%減少しております。自噴泉の占める割合が50%以下になったのは昭和42年度であり、その後も低下傾向が続いており、今後が気になるところであります。

源泉総数が最も多いのは大分県の4,223本であり、以下鹿児島県、静岡県の順になっております。

次に、泉温についてみますと、42℃以上の源泉は10,940本で10年前と比較いたしますと676本6.6%の増加となっておりますが、これは源泉数の増によるものであり、源泉の全体に占める割合は10年前が56.4%であったものが昭和62年度では51.9%と4.5%減少しており、これも気になるところであります。42℃以上の源泉数が最も多いのは大分県の3,219本であり、全国の29.4%を占めます。以下鹿児島県、北海道の順になっております。

次に、ゆう出量についてみますと、総ゆう出量は毎分2,005トンであり、10年前と比較いたしますと495トン32.8%増加しておりますが、この増加は動力の増による影響が多いと考えられ、過剰揚湯の心配があります。

ゆう出量が最も多いのは北海道であり、全国の12.2%を占めます。以下大分県10.5%、鹿児島県8.9%の順になっております。

次に、温泉地における宿泊施設数は昭和62年度末現在で15,383軒であり、10年前の52年度末の14,758軒と比較いたしますと625軒の増加となっており、率にしますと約4.2%の増です。

全宿泊施設の収容定員は1,120,849人で10年前と比較いたしますと定員で119,306人の増、率で約11.9%の増です。

10年前と比較した宿泊施設数の伸びが約4.2%にもかかわらず、収容定員の伸びが約11.9%と伸びているのは収容定員の多い旅館、ホテル等が新築されたか、既存の旅館等の規模が拡大されたものと推察しております。

温泉地の宿泊利用者についてみますと、昭和62年度は1億2,550万7千人であり、最高を記録した昨年の1億2,179万人に対し372万人の増で、率にしまして約3.1%の増となっております。増加傾向は昭和56年度から続いております。

後ほどご説明致しますが、環境庁長官が保養、休養に適した温泉地として指定している国民保養温泉地についてみます。国民保養温泉地は10年前と現在では温泉地数が増えておりますので比較できませんが、昭和62年度の宿泊利用者は1,260万人で前年度の1,226万人に対し34万人の増で、率にして約2.7%の増となっております。

保養温泉地の伸び率が60年度から62年度11.3%と3年間で全国の伸び率の10.2%を上回ったのは、国民の温泉利用が歓楽的なものから健康志向へと変化してきていることの一つの裏づけではないかと考えております。

宿泊利用者の最も多いのは静岡県1,760万人(全国の14.0%)であり、北海道1,024万人、群馬県775万人、大分県706万人、長野県702万人と続き、以下栃木県、石川県、神奈川県、福島県、山形県の順になっております。

次に、温泉法に基づき昭和62年に都道府県知事等が行った行政処分件数は、新規掘さく1,010

件、増掘76件、動力装置509件、他方温泉の利用については浴用1,937件、飲用109件が許可されております。許可件数のうち、掘さく許可については、昭和59年から連続して増加しており、温泉開発が盛んなことを示しています。

3. 国民保養温泉地

次に、先ほど申しあげました国民保養温泉地についてご説明致します。国民保養温泉地は、温泉法第14条により温泉の公共的利用の増進を図るため環境庁長官が温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として指定するものであり、昭和29年から指定が始められ、現在76ヵ所84市町村に及んでおります。国民保養地の選定条件としては

(1) 温泉に関する条件として

ア 泉効が顕著であること。

イ 湧出量が豊富であること。

(2) 環境に関する条件として

ア 付近一帯の景観が佳良であること。

イ 環境衛生条件が良好であること。

ウ 温泉気候学的に休養地に適していること。

エ 医療施設及び休養施設を有するか、又は将来設置し得ること。

オ 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること。

カ 災害に対して安全であること。

キ 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。

などであります。なによりも大事なことは、地元の市町村、温泉旅館の経営者等が歓楽的な温泉地づくりを旨とするのではなく、国民の健康に役立つ、保養、休養に適した温泉地づくりに積極的に取り組んでいくことが重要であります。

これらの条件を満たしておれば、今後とも指定していく方針であり、近々、1件指定する予定です。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうちから、温泉の有する保健的効能を積極的に活用した温泉地を育成するために国民保健温泉地を選定し施設整備に補助を行っております。

整備の対象は温泉センター、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設であるが、その中核をなすものは温泉センターであり、医療機関等の協力を得て皆様の健康づくりにお役に立てるよう努力しております。

具体的に申しあげますと、昭和56年度に第I期分として、群馬県四万温泉、新潟県栃尾又・駒の湯温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、山口県俵山温泉、大分県湯布院温泉、熊本県湯の鶴温泉の7温泉地を指定し昭和56年度から昭和60年度の5ヵ年で各種施設の整備を実施し、II期分として昭和61年度に北海道芦別温泉、岩手県須川・真湯温泉、山形県基点温泉、長野県美ヶ原温泉、奈良県十津川温泉郷、和歌山県熊野本宮温泉郷、大分県鉄輪・明礬・柴石温泉の7温泉地を選定し昭和61年度から整備を開始し、平成2年度まで実施することとしております。

事業費の負担割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3であります。

4. 温泉と地熱開発

次に、地熱開発の関係ですが、エネルギー開発のために昭和55年5月に法律が制定されております。法律の名称は「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」であり、第1条に目的が規定されております。第1条では「この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とあります。

これは、エネルギー源を輸入石油から原子力、石炭など多様化させることにより、輸入石油依存率を縮小しようとするものであります。そのため総エネルギー供給量の中でごくわずかである地熱発電を開発しようとするものであります。

この法律の規定に基づき昭和58年11月公表されている石油代替エネルギーの供給目標によりますと地熱発電による昭和70年度における供給目標は170万kWとなっております。

現在の地熱による発電は約215,000kWですので、この供給目標どおり計画が実行されますと現行の約8倍程度の開発が必要になってまいります。

地熱開発が国の重要施策として進められているにしても、温泉は有限で極めて貴重であるが資源として有限であるという認識に立つとき、その開発には慎重な対応が必要となってまいります。

環境庁としては、地熱開発について次のような見解をかねてから示しております。

- (1) 自然環境保全の観点からは、地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから、国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり、このため地熱発電所の立地の選定にあたっては国立・国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしている。
 - (2) 温泉の保護の面からは、地熱開発の立地によっては既存の温泉に影響を与えることがあってはならない。
- という立場に従来から立って、掘さくの許可権限を有する都道府県知事に対して、温泉審議会において十分な審議を行うなど、地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行ってきているところであります。

5. 温泉に関する研究

環境庁では、従来から温泉行政に資する目的で温泉に関する各種研究を外部委託により実施してまいりましたが、昭和63年度からは「温泉の医治効能等に関する研究」を行っております。

近年、高齢化社会が進展し、また国民の自然志向・健康志向が強まるとともに温泉についても、その医治効能に着目した利用が増加しており、この傾向は今後も継続していくと考えられます。

環境庁では、温泉の適正な利用を図るために「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」並びに「温泉の適応症決定基準」を示しております。現在使われているこれらの基準は、昭和41年度に行われた「温泉の泉質別適応症及び禁忌症に関する研究」に基づくものでありますが、当時から現在までに日本温泉気候物理学会会員等により治療・研究が進められており、かなりの医学的知見が蓄積されており、これらのデータを中心に収集分析していこうとするものです。

温泉の適正利用を推進していく上で、まず近代医学に基づいた適応症を定めることが重要であり、3ヶ年計画により温泉の成分による医治効能を研究するとともに、医治効能を十分に発揮させるための諸条件についても併せて研究しております。

6. 温泉関係者表彰

環境庁では、毎年7月10日の温泉法公布の日に、温泉関係功労者に対し環境庁長官表彰を実施しております。

本表彰制度は、昭和57年度から設けられ平成元年度で第8回を迎えたところでありますが、表彰の対象は

- (1) 多年にわたり温泉の保護及びその適正利用に関し啓蒙普及活動を行い、顕著な功績があった方。
- (2) 温泉の保護及びその適正利用に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績があった方。
- (3) 温泉行政の推進に顕著な功績があった方となっております。

平成元年度は7月10日に6名の方々に環境庁長官が表彰いたしました。

あか	つか	きゅうべ	え	大阪府温泉審議会会長
赤	塚	久	兵衛	
か	とう	ひさ	お	神奈川県温泉審議会委員
加	藤	壽	夫	
さ	やと	やす	よし	摂南大学薬学部教授
佐	谷	安	好	
さわ	むら	りょう	じ	日本大学理工学部教授
沢	村	良	二	
よこ	やま	いわお		七沢脳血管センター病院長
横	山	巖		

であります。

7. 温泉療法医

日本温泉気候物理医学会が行っている「温泉療法医」の認定制度は、一般の医師に対し、温泉治療学の啓蒙を図るとともに、数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行い得る医師の教育とその認定を目的とするものです。温泉療法医の認定条件は(1)日本温泉気候物理医学会会員歴3年以上である者であって、(2)温泉療法医教育研修会の全課程を修了した者で、認定委員会によって認定された者となっており、平成元年4月現在全国で約360名が認定されているとうかがっております。

国民の保健、休養に適した温泉地においては、温泉療法医が適正な温泉利用にあたり医学的な立場から健康管理について指導にあたられることが最も望ましいと考えており、また期待しているところでもあります。

環境庁としては、国民の保健、休養に優れた効果のある温泉地として長官が指定した国民保養温泉地にある病院、開業医の先生方においては積極的に温泉療法医の資格をとって頂き、協力して頂くよう協力を求めています。

以上、最近の温泉行政についてご説明致しましたが、最後に、温泉関係者の皆様をはじめ、国民各位が、温泉行政に対して一層の御理解と御支援を賜りますことをお願い致します。

[参 考]

1. 昭和63年度温泉利用状况

平成元年3月末現在

管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 A		未利用源泉数 B		温 源			温 泉		別 数	ゆ う 出 量 1/分		宿 泊 施 設 数	収 容 定 員	年度延泊 利用人員	温泉利 用の公 衆浴場 数	国民保養 温 泉 地 年度延泊 利用人員
				自噴	動力	自噴	動力	25度 未満	25度 以上 42度 未満	42度 以上	度	水蒸 気力 ス		自噴	動力					
北海道	157	207	1,729	564	620	318	227	181	375	1,128	45	123,389	853	97,326	10,589,294	187	486,401			
青森	60	141	865	106	380	75	304	24	197	539	17,855	105,299	348	22,353	1,308,971	218	95,049			
岩手	28	63	237	117	78	23	19	23	49	141	24	111,904	269	25,663	2,602,617	33	66,926			
宮城	21	39	669	315	150	133	71	33	123	310	203	10,601	264	27,564	3,386,323	17	242,849			
秋田	48	103	410	164	126	96	24	63	68	232	25	31,661	285	20,200	1,839,645	73	470,272			
山形	40	88	321	130	122	40	29	60	98	163	8	24,499	455	37,096	4,379,193	76	714,331			
福島	54	102	585	138	196	98	153	110	147	231	8	22,395	644	58,217	5,422,617	98	452,281			
茨城	29	44	86	12	38	10	26	63	20	3	4,369	5,422	60	3,729	380,040	13				
栃木	8	51	485	210	131	43	101	45	114	230	2	29,398	616	66,394	6,639,407	57	546,113			
群馬	12	72	347	150	117	70	10	58	99	152		52,532	649	61,266	7,797,187	64	783,204			
埼玉	4	4	7	3	4			3	1	3		234	4	754	36,810	11				
千葉	13	35	86	21	38	5	22	74	12	10		801	72	7,652	471,241	9				
東京	17	12	54	5	46	3	3	31	13	10		229	14	1,659	233,088	32				
神奈川	29	30	606	128	367	35	76	102	74	320	47	11,306	879	53,986	5,880,367	85				
新潟	18	105	316	133	117	38	28	109	101	104	2	20,140	670	46,195	4,727,647	58	694,193			
富山	10	51	100	37	37	12	14	36	29	35		14,393	102	11,065	1,150,279	29				
石川	10	62	201	21	121	7	52	49	94	49		2,187	267	37,983	6,282,252	66	95,106			
福井	7	29	119	10	63		46	17	23	33		1,562	97	5,376	1,214,088	3				
山梨	8	42	332	123	78	83	43	71	225	36		47,913	314	23,977	3,813,769	30	665,390			
長野	17	152	816	304	310	64	138	136	200	381	19	45,241	1,072	71,948	7,331,467	273	1,304,076			
岐阜	9	55	334	65	126	92	51	138	63	114	11	16,772	363	26,209	2,801,438	13	695,600			
静岡	16	76	2,125	105	1,108	44	868	63	260	844	3	13,220	2,401	130,684	16,791,000	143	96,600			
愛知	19	21	60	12	22	13	13	36	7	14		297	58	4,215	477,181	10				
三重	11	24	106	11	47	8	40	53	22	31		849	79	9,691	1,275,262	20				
滋賀	8	15	41	5	15	8	13	27	13	1		1,035	65	8,657	552,769	7				
京都	10	23	62	8	31	14	9	33	23	6		230	55	4,042	426,196	25				
大阪	13	17	45	3	24	2	16	37	7	1		259	16	2,740	287,083	5				
兵庫	23	54	304	45	131	54	74	148	98	58		8,649	401	32,447	3,536,291	38				

奈良	6	23	28	53	8	30	3	12	22	17	14	867	3,114	74	4,332	296,336	20	59,919
和歌山	10	38	31	431	47	191	41	152	47	262	122	8,481	41,472	334	28,454	3,564,379	15	172,260
鳥取	4	14	12	282	39	161	4	78	3	56	142	479	15,621	201	19,879	1,756,421	27	180,833
島根	10	42	45	217	83	42	75	17	108	70	39	13,934	4,713	136	10,208	1,347,384	48	127,160
岡山	9	38	29	137	25	46	39	27	86	43	7	4,572	7,689	110	8,778	850,366	144	281,625
広島	19	36	34	104	13	38	6	47	96	5	0	2,171	6,824	56	3,048	370,695	26	89,437
山口	16	43	44	305	36	116	30	123	198	80	27	1,947	13,527	218	13,295	1,470,150	64	122,864
徳島	8	22	14	41	14	5	17	5	38	3	0	2,696	845	16	822	80,671	20	0
香川	7	24	18	59	3	30	2	24	57	2	0	738	4,482	27	3,403	551,982	30	0
愛媛	12	28	20	135	31	52	42	119	78	38	19	3,593	8,805	143	14,321	1,933,282	17	0
高知	8	24	25	38	8	20	3	7	33	5	0	73	1,664	28	2,030	113,468	9	0
福岡	25	30	23	252	4	127	7	114	40	103	81	425	13,465	89	7,006	648,375	27	37,072
佐賀	8	22	20	127	8	55	6	58	27	34	66	725	11,936	130	9,326	1,457,410	21	79,012
長崎	13	22	16	133	81	32	8	12	25	15	93	8,602	7,106	129	11,951	1,461,843	25	1,257,711
熊本	15	43	51	843	240	432	52	119	26	364	399	19,688	55,481	401	27,910	3,065,821	135	208,040
大分	12	34	46	4,110	915	2,574	247	374	59	524	3,199	74,069	130,636	1,017	42,510	6,998,192	225	1,733,790
宮崎	6	21	20	123	39	61	8	15	41	16	54	7,441	5,057	55	3,539	282,877	74	0
鹿児島	14	55	66	2,495	458	1,102	283	652	61	420	1,486	53,811	124,888	439	35,051	2,823,987	369	1,184,689
沖縄	2	2	2	3	2	2	1	1	2	2	1	0	710	2	1,374	138,267	2	0
63年度計	594	1,635	2,254	21,336	5,002	9,759	2,258	4,317	2,870	4,612	10,918	818,360	1,218,941	14,977	1,146,275	130,865,438	2,991	12,942,803
62年度計	584	1,593	2,189	21,095	5,095	9,597	2,210	4,193	2,815	4,544	10,940	817,174	1,187,495	15,383	1,120,849	125,507,775	2,884	12,601,237
比較増△	10	42	65	241	△88	162	48	124	55	68	△22	1,186	31,446	△406	25,426	5,357,663	107	341,566
対前年度比	101.7%	102.6%	103.0%	101.1%	98.2%	101.7%	102.2%	103.0%	102.0%	101.5%	99.8%	100.1%	102.6%	97.4%	102.3%	104.3%	103.7%	102.7%

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上

2. 宿泊利用人員は参考数値

温泉地数	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594
宿泊利用人員	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635
温泉地数	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594	584	594
宿泊利用人員	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635	1,593	1,635

温泉地数は宿泊施設のある場所を計上

2. 宿泊利用人員は参考数値

